

業務指示書

セネガル国IUU漁業対策・海難事故防止に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年1月17日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年1月29日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：漁業管理・海上保安・海難事故防止分野にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、 10ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／IUU漁業・海難事故対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：漁業管理・海上保安・海難事故防止

2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及びアフリカ／全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 参加型監視】

1) 類似業務の経験：参加型監視（漁業管理・海上保安・海難事故防止）

2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及びアフリカ／全世界での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2018年1月26日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写7部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(1 = 円 , US\$1 = 円 , EUR1 = 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

- (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／IUU漁業・海難事故対策
参加型監視

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年2月6日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
セネガル国IUU漁業対策・海難事故防止に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／IUU漁業・海難事故対策	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制（今回は評価の対象としません）	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： 参加型監視	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 調査の背景

セネガル国は西アフリカ地域有数の水産国であり、年間漁獲量 496,753 トン（2016 年）のうち 192,163 トンが輸出されセネガル国の輸出総額の約 15%にあたる約 410 億円の外貨収入を獲得、関連産業を含め約 60 万人（セ国全就業人口の約 17%）の労働機会を創出し、セネガル国国民の動物性タンパク質摂取量の内約 70%が水産物由来であるなど、セネガル国にとって水産業は「経済成長」、「雇用創出」、「食料安全保障」に貢献する重要産業の一つに位置付けられる。

他方、セネガル国排他的經濟水域（EEZ）における違法・無報告・無規制漁業（IUU（Illegal, Unreported and Unregulated）漁業）が深刻な問題となっており、セネガル国 EEZ 内の IUU 漁業による損失は年間約 3 億米ドルに上ると推定されている（USAID 調査）。また、海難事故が頻発し、年間約 90 件、約 100 名の人的被害が生じている（2016 年）。

セネガル国において IUU 漁業対策および海難事故防止を主管する漁業・海洋経済省は、保護監視局（DPSP）を中心として、水産局、企業水産加工局、海事庁等の関連部局、軍・憲兵隊・警察等の治安当局、これら組織・部局の調整機関である海洋保安・保護・環境調整担当高等庁（HASSMAR）と協力のうえ、モニタリング・規制・監視（Monitoring, Control and Surveillance, MCS）体制強化に取り組んでおり、全国 11 ヶ所の沿岸監視ステーションにおいて企業型漁船に対する船舶モニタリングシステム（VMS）等のモニタリング施設を整備する、漁船登録・零細漁業ライセンスの導入を進めるなど、一定の体制を整えている。また、極西アフリカ地域（セネガル、カーボベルデ、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、モーリタニア、リベリア）の漁業管理調整機関である西アフリカ地域漁業委員会（CSRP）はモニタリング規制監視部を有しており、セネガル国 EEZ を含む広域での MCS の推進を図っている。他方、沿岸監視ステーションにおける人員・機材・監視艇の不足・不十分な活用、企業型漁業に対する実効性のある監視体制の未整備、零細漁業地方審議会（CLPA）を主体とした参加型監視にかかる法律・手続き制度の未整備、海難事故発生時の不十分な救助体制、小型木造船の位置発信システムの未整備、CSRP の不十分な能力・体制等の課題を抱えている。世界銀行、UNDP、EU、USAID、国際自然保護連合（IUCN）等のドナーが監視体制強化に向けて支援を展開しているが、その分野・地域は限定的であり、更なる支援が必要とされている。

現在、アフリカ全土にわたり沿岸セキュリティに取り組む機運が高まっており、2016 年 10 月にはトーゴにおいてアフリカ連合海洋セキュリティ総会が開催され、IUU 漁業、海賊行為、薬物・銃火器・人身売買トラフィッキング等のイシューの問題解決を図ることを掲げたアフリカ憲章が採択され、セネガル国もこれを批准し国際的な取組みに参加していく方針を打ち出している。また、2016 年 6 月に発効した「IUU 漁業の防止、抑制、廃絶のための寄港国措置協定（PSMA 協定）」に関し、セネガル国も同年同協定を批准し、IUU 漁業撲滅に向けた体制強化を図っている。また、セネガル国漁業・海洋経済省は「IUU 漁業対策国家計画」（Plan d'Action Nationale de Lutte contre la Pêche Illicite Non-Déclarée et Non-Réglementée au Sénégal）を策定し、IUU 漁業対策に取り組むこととしている。さらに、水産セクターにかかる政策文書である水産セクター開発政策書簡（LPSD）や、LPSD 実施文書として位置付けられる漁業養殖セクター投資枠組（CISPA）の中で、IUU 漁業対

策や海難事故対策を重点課題として位置付け、参加型監視の体系化を含め、監視体制の整備に取り組んでいくこととしている。

こうした中、日本では漁業協同組合、水産庁、海上保安庁が共同で IUU 漁業監視や人命救助にあたる事例もみられ、MCS のためのモニタリング施設や無線通信にかかる先駆的経験・技術を有している。かかる状況において、日本による同分野の支援の可能性を検討するため、情報収集・確認調査を実施する。

2. 調査の概要

(1) 業務の目的

本調査は、セネガル国の IUU 漁業対策・海難事故防止にかかる基礎情報収集・分析を実施し、今後の同分野での協力の方向性の検討を行うことを目的とする。

1) 上位目標

同分野にかかる我が国の効果的な対セネガル国協力プログラムが形成される。

2) 調査目標

セネガル国における IUU 漁業、海難事故にかかる現状、行政の課題が整理され、我が国のリソースを活用した同分野に対する支援のフィージビリティが明らかとなる。

3) 想定される成果

- i) IUU 漁業、海難事故にかかる現状、および沿岸セキュリティ対策にかかる政府の体制・課題が整理される。
- ii) CLPA にかかる実態調査およびターゲットエリアにおけるパイロットプロジェクトを通じて、IUU 漁業対策・海難事故防止にかかる協力実施可能性について分析される。
- iii) セネガル国所管機関担当者による日本視察を通じて、日本のアプローチにかかる同機関の知見が涵養され、日本の協力可能性が検討される。
- iv) 今後の協力展開に向けた課題、可能性について提言される。

(2) 対象地域

本調査では首都ダカールに加え、CLPA、水産州支局、水産県支局、沿岸監視ステーション等が配置されているセネガル国沿岸域を対象として調査を実施する。

(3) 関係官庁・機関

漁業・海洋経済省 DPSP、水産局、企業水産加工局、調査計画室、水産支局、沿岸監視ステーション、ダカール港等関係部局、CLPA、協力機関、HASSMAR、CSR 等が想定される。

3. 業務の範囲

本業務は、「IUU 漁業対策・海難事故防止にかかる情報収集・確認調査」に関し、「2. 調査の概要」を達成するため、「4. 業務実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務内容」に示す事項の業務を行い、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 業務実施方針及び留意事項

(1) 調査・分析事項にかかる留意点

今後の協力の方向性の検討を行うに当たり、以下の点を留意すること。

- ① セネガル国におけるIUU漁業対策・海難事故防止にかかる課題について、これまでセネガル国ではIUU漁業対策活動計画策定、企業型漁業監視のためのDPSP・沿岸監視ステーションにおけるモニタリング施設の整備、参加型監視にかかる能力強化・監視艇整備、救命胴衣配布、小型木造船の位置発信システムの入札実施（2017年8月）など一定の取り組みを行ってきた。しかし、既述のとおり、モニタリング施設の未活用、参加型監視における不明瞭な漁民の責任や資金枠組みなど、未だ多くの課題がある。また、セネガル国におけるIUU漁業対策・海難事故防止は、監視・輸出証明書発行・零細漁船安全確保・船舶規格等を担当するDPSPを中心とし、船舶規格検査等を担う海事庁等と協力しながら運営されている。従って、本調査実施にあたっては、将来の案件形成を意図し、課題の現状、セネガルの既存の取り組み（政策、法的枠組みの整備状況、所管機関の体制、予算・資金源・資金調達スキーム、関連インフラ・機材、所管機関の活動詳細等）を詳細に調査し、具体的かつ客観的に分析し、優先課題を整理することが望ましい。
- ② セネガル国において実効性のあるモニタリング・規制・監視手法の一つとして、行政、およびCLPAをはじめとした零細漁業関係者が協力して監視活動を実施する参加型監視が提案されており、世界銀行等により参加型監視研修・機材供与の支援も実施してきた。CLPAは全国に37組織されており、CLPA活動資金向けの基金（FAF）が設立され、2017年6月には全国のCLPAからなるCLPA全国ネットワーク事務局が組織され、漁業・海洋経済省、CLPA、水産会社の協議・調整プラットフォームとしてナショナルコミュニケーションCNAAPPが活動を実施しているなど、その機能は強化されてきているが、各CLPAの能力、体制には差異が認められる。2011年に世界銀行の支援、2014年に日本の開発計画調査型技術協力「バリューチェーン開発による水産資源共同管理計画策定プロジェクト」によりCLPAにかかる調査が実施されたほか、現在世界銀行がCLPAを含む漁業組織に関する調査を計画している。これらの調査内容を踏まえつつ、現地調査を行うことでCLPAの能力、体制を把握し、参加型監視強化に向けた協力の可能性を検証することが望ましい。また、CLPAは海難事故防止にも協力しているが、海難事故の発生事案にかかる情報はDPSPに集約されているものの整理できていないことから、同調査の中では海難事故にかかる実態（発生場所、原因等）についても整理すること。
なお、CLPA実態調査の実施については、現地再委託を認めるが、現地再委託/特殊傭人雇用のどちらとするかは、セネガル事務所に確認の上決定すること。関連費用は別見積りとすること。
- ③ IUU漁業対策・海難事故防止に関し、1995年国連食糧農業機関（FAO）総会で採択された「責任ある漁業のための行動規範」、2001年FAO水産委員会において採択された「IUU漁業の防止、抑制、廃絶のための国際行動計画」、2016年アフリカ連合海洋セキュリティ総会におけるアフリカ憲章、2016年発効のPSMA協定など、一連の国際潮流に呼応しセネガル国としても取り組みを強化している。従って、本調査においても一連の国際潮流とこれに対するセネガル国の取り組み状況・方針を整理し、これに沿った協力展開を提案すること。 .

- ④ CSRPが策定するCSRP戦略文書に基づき、同機関を通じた広域でのIUU漁業対策を推進していくことが課題の一つと考えられている。こうした中、本調査においても、CSRPの機能、能力および協力の可能性についても検証すること。
- ⑤ 技術協力・資金協力に資する日本のリソースについて、日本は過去に東南アジアにおける円借款事業を通じた参加型監視体制強化（機材供与、技術支援）、主として日本のシーレーン上諸国における海上保安関係機関の能力強化・機材供与の支援、本邦研修事業を通じた日本の先進的知見の共有を図ってきた。しかしIUU漁業対策、海難事故防止に向けた支援の経験は限定的である。今後同分野への支援を検証していくにあたり、過去の日本の協力や、日本の関係機関を調査し、日本のリソースを整理していく必要がある。
- ⑥ 他ドナーについて、世界銀行が「西アフリカ地域漁業事業」（PRAO）による参加型監視体制・能力強化にかかるパイロット事業、UNDPが「西アフリカ海洋エコリージョン海洋資源管理・貧困削減のためのガバナンス・政策」（GOWAMER）プロジェクトを通じたMCS体制強化、EUが漁業協定基金等を活用した監視艇供与・参加型監視体制整備、USAIDが「沿岸資源管理計画」（COMFISH）プロジェクトを通じた参加型監視体制強化、IUCNが位置発信システムにかかる情報収集・実証調査を行うなど、各ドナーが部分的に支援を実施している。これら支援分野・内容を整理したうえ、重複なくシナジー効果を発揮できる支援内容を提案すること。
- ⑦ IUU漁業対策・海難事故防止にあたってはセネガル国海軍・空軍の協力が不可欠であるが、ODA事業としての制約上、軍への直接的支援は実施できないことに留意し、支援の方向性を提案すること。
- ⑧ 他の開発課題への裨益
IUU漁業対策・海難事故防止にかかる支援を通じ、保護監視局のほか、軍を除く治安当局やダカール港等の関係機関の能力強化に貢献できる可能性も想定される。これら機関は薬物トラフィック・人身売買・移民密入国斡旋・違法木材取引・偽造薬取引等に代表される海上セキュリティイシュー対策にも関与しているため、他のセキュリティイシューへの裨益効果も視野に入れて検討することが望ましい。

（2）本邦招聘の実施

日本のIUU漁業対策・海難事故防止にかかる先進的事例・経験・技術を共有し、セネガル国において導入可能な取組みについて検証し、また日本側関係者との関係構築を促すため、セネガル国の所管行政官の本邦招聘を実施する。本邦招聘実施にあたっては、日本の受入機関の選定・調整を行う。またJICAセネガル事務所との協議のもとセネガル側の適切な人材を選定すること。なお、招聘する人材はDPSP等のIUU漁業対策・海難事故防止に携わる職員約5名程度とし、原則局長または課長級人材を含むものとする。また、JICAセネガル事務所と協力し渡航手続き、受入手続きを実施する。なお、日本は東ティモール国別研修「違法・無報告・無規制（IUU）漁業の抑止にかかる政策・対策」や、東アフリカ・アジア諸国が参加している課題別研修「海上犯罪取締り」、「海上保安実務者のための救難・環境防災コース」等の本邦研修事業において、関係省庁、漁業協同組合、漁業関連

社団法人、船舶監視関連企業、海事保安コンサルタント、関連大学校等の協力を受けており、これら研修事業の内容も参考したうえ招聘プログラムを検討すること。また、本邦招聘にあたっては「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月版）」に則り業務を実施すること。

（3）IUU漁業対策・海難事故防止にかかるパイロットプロジェクトを通じた支援の可能性の検討

本調査では、日本の技術・知見を活用したセネガル国におけるIUU漁業対策・海難事故防止体制整備の有効性を検証するため、保護監視局職員による協力のもと、パイロットプロジェクトを実施することとする。パイロットプロジェクト活動としては、日本の船舶監視機材による監視、セネガルでは新規性のある、水産関連企業によるIUU漁業に対する参加型監視、海難事故防止のための位置発信システム・漁業無線システム等の有効性を検証するため、参加型監視・海難事故防止にかかる日本のアプローチ・機材を活用した活動実施・実地検証が想定される。パイロットプロジェクトの詳細については国内準備作業、現地作業の結果を踏まえ、漁業・海洋経済省およびJICAセネガル事務所との協議を経て決定するが、プロポーザルにおいて、日本の技術・知見を踏まえたパイロットプロジェクト案を可能な範囲で提案すること。

なお、パイロットプロジェクトの実施については、現地再委託を認めるが、現地再委託/特殊傭人雇用のどちらとするかは、セネガル事務所に確認の上決定すること。また、パイロットプロジェクトにて使用する資機材は免税対象となり、調査終了後は先方政府へ譲渡する。また、パイロットプロジェクトの関連費用（機材費含む）は別見積りとすること。

（4）計画内容の確認プロセス

本調査では、今後の支援の方向性及び新規案件のアイデアの検討を行うことを目的としているため、支援の方向性の策定に当たっては、調査の過程で隨時JICAセネガル事務所（事務所が必要と判断する際にはJICAアフリカ部および農村開発部、社会基盤・平和構築部）と協議すること。

なお、特に以下の1)～3)の段階においては、機構関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) インセプション・レポート作成時

分析の項目・レベルや関係資料について当機構と十分に協議・確認する。

2) 第1次・第2次現地派遣期間終了時

現地調査終了後、現地調査結果概要について説明・協議する。現地調査結果概要については、機構セネガル事務所に報告を行うこと。

3) 最終成果品である調査報告書（案）作成時

報告書の内容、分析結果の記載内容等について、当機構と十分に協議・確認する。

（5）セネガル側関係機関との調整

本調査のセネガル側関係機関としては、2.(3)のとおり想定している。調査開始に当たり、特に保護監視局および水産局に対し調査の概要を説明した上で、調査項目等に対する関係機関の意見等を聴取し、調査に反映すること。ただし、実施機関や関係省庁に将来的な案件実施の確約を期待させるような発言は控えること。なお、必要に応じてジャンダルメリー等の治安機関、ダカール港等へのヒアリングの実施も提案すること。

(6) 基礎的なセクター情報の収集方法

一般的に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料などについては、インターネット等を活用して効率的に収集すること。また、調査対象国における制度情報収集・分析にあたっては、資料・文献が十分に整備されていないことも想定されることから、その場合には、広く関係者などから聞き取り調査を行い、その結果を分析に反映させること。

5. 業務内容

上記「1. 調査の背景」、「3. 業務の範囲」及び「4. 業務実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施すること。なお、より効率的・効果的な方法がある場合は、提案すること。

(1) 国内準備期間（2018年3月中旬～2018年4月上旬）

i) 日本のリソースの確認・本邦招聘およびパイロットプロジェクトの準備

日本のIUU漁業対策・海難事故防止にかかる関係アクター、過去の同分野における日本の対外支援実績を調査・分析し、日本のリソースについて整理する。また、国内作業における本邦招聘受入先候補の情報を整理し、受入先候補と調整を開始する。また、第2次現地作業におけるパイロットプロジェクトでの使用が想定される機材の情報（機材名、調達先、調達期間等）を整理する。

ii) インセプション・レポート（日・仏）及び質問票（日・仏）の作成

別紙1の報告書構成案を参考として、以下、(ア)～(エ)について、関連資料（統計資料、既存文献、既存の調査の結果等）の分析・検討を行い、本調査の全体像を把握したうえで、調査全体の方針、方法、調査項目を検討し、調査計画を策定する。

(ア) IUU漁業対策・海難事故防止にかかる国際潮流・実態（統計データ、分析資料等）

(イ) 同分野における開発計画・政策文書

(ウ) 法的枠組みの整備状況、所管機関の体制、予算・資金調達スキーム、関連設備・機材、活動詳細

(エ) 他国ドナー、国際機関、NGOの過去の支援及び今後の動向

上記の作業結果は、対処方針会議（TV会議）にてJICAセネガル事務所と確認する。なお、JICAセネガル事務所が必要と判断する場合は本部関係部が同TV会議に参加する。

これを受け、コンサルタントは、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼等）および質問票を作成する。

質問票の主な送付先は、漁業・海洋経済省、CSRP、CLPAおよび関連ドナーである。質問票については、JICAセネガル事務所経由で送付することとする。

(2) 第1次現地派遣期間（2018年4月上旬～5月下旬）

i) インセプション・レポートの説明

現地調査冒頭において、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等）を漁業・海洋経済省、関連ドナーに説明し、先方による理解の確認、情報提供及び便宜供与に係る依頼を行う。

ii) 質問票の回収・分析

質問票を漁業・海洋経済省及び関連機関から回収し、回答内容の分析を行う。

iii) 漁業・海洋経済省、CSRP 及び CLPA への訪問・インタビュー

漁業・海洋経済省（州・県支局、沿岸ステーション等を含む）、CSRP、CLPA を訪問し、国内準備期間、質問票にて分析を行った事項等につき、別紙の報告書構成案を参考にして情報収集を行う。

iv) CLPA 実態調査

全国 37 の CLPA の組織・人員体制・活動内容等にかかる実態調査を実施する。

v) 主要ドナーからの情報収集

世界銀行、FAO、UNDP、EU、USAID、IUCN 等の他援助機関に対し、インセプション・レポートを活用して本調査の趣旨を説明するとともに、IUU 漁業対策・海難事故防止にかかる協力方針、協力実績、実施中案件等の情報の収集を行う。

vi) 本邦招聘にかかる漁業・海洋経済省への説明および人選

国内準備期間の作業結果に基づき、本邦招聘計画について漁業・海洋経済省に説明し、人選依頼を行う。人選結果を受け本邦招聘日程を調整し、受入業務を開始する。

vii) JICA セネガル事務所への調査報告

帰国前にセネガル事務所で調査報告を行う。その際の報告事項は、別紙目次案に沿った内容とするが、パイロットプロジェクトに関しては、事業計画を報告することとする。

(3) 国内作業期間（2018 年 5 月下旬～8 月中旬）

i) 中間調査報告書の作成・協議

国内準備期間、第 1 次現地派遣期間の調査結果を踏まえ、中間調査報告書を作成し、JICA セネガル事務所に提出する。また、第 2 次現地調査におけるパイロットプロジェクトの活動計画について、JICA セネガル事務所と TV 会議を通じて協議・確認する。なお、JICA セネガル事務所が必要と判断する場合は本部関係部が同 TV 会議に参加する。

なお、中間調査報告書の目次は、別紙目次案に沿った内容とするが、パイロットプロジェクトに関しては、事業計画を報告することとする。

ii) 本邦招聘の実施

第 1 次現地作業までの結果に基づき、本邦招聘を実施する。

iii) IUU 漁業対策・海難事故防止にかかるパイロットプロジェクトの準備

国内準備期間および第 1 次現地派遣期間の調査結果を踏まえ、第 2 次現地派遣期間時に実施する IUU 漁業対策・海難事故防止にかかるパイロットプロジェクトに際して必要な機材を選定・調達する。

(4) 第 2 次現地派遣期間（2018 年 8 月中旬～9 月上旬）

i) IUU 漁業対策・海難事故防止にかかる追加情報収集

国内作業期間までの調査結果を踏まえ、追加すべき情報の収集を行い、分析ととりまとめを行う。

ii) IUU 漁業対策・海難事故防止にかかるパイロットプロジェクトの実施

現地調査結果概要にてとりまとめたパイロットプロジェクト活動計画について、先方に説明し内容について了解を得る。

DPSP 等の先方実施窓口と協力し、対象者への連絡、講師手配、ロジスティックス手配、現地調達機材購入等の活動準備を行う。IUU 漁業対策・海難事故防止対策の導入による効果を図るべくパイロットプロジェクトの実施を行う。活動結果を評価し、教訓抽出と今後に向けた提言をとりまとめる。

iii) 調査報告書（案）の作成

これまでの調査結果、及びパイロットプロジェクト実施結果の整理・分析を行い、調査報告書（案）を作成する。その際、以下 2 点に留意する。

(ア) セネガル側関係機関への調査報告書（案）の説明・協議

セネガル側関係機関に対して調査報告書（案）を説明し、同内容についてのコメントを得る。特に今後の協力可能性が認められる実施機関については、当該実施機関、及び漁業・海洋経済省の意向を十分に聴取する。

(イ) 調査報告書作成方針についての協議

上記、(ア) の協議結果を踏まえ、調査報告書の作成方針について JICA セネガル事務所と協議を行う。

(5) 帰国後整理期間（2018 年 9 月中旬～10 月上旬）

i) 調査報告書（案）の更新

第 1 次、第 2 次現地派遣期間の調査結果を踏まえ、調査報告書(案)を更新する。

ii) 最終報告会の実施

調査報告書（案）を元に JICA セネガル事務所向けの最終報告会を実施し、関係者からコメントを取り付ける。なお、JICA セネガル事務所が必要と判断する場合は本部関係部が同 TV 会議に参加する。

iii) 調査報告書の作成及び提出

上記 (4) 第 2 次現地派遣期間 iii) (イ) および (5) 帰国後整理期間 ii) のコメントを反映させ、調査報告書を作成し、JICA に提出する。尚、調査報告書の電子データについては、JICA セネガル事務所に直接送付し、製本版及び CD-R については JICA 農村開発部に提出する。

6. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する文書は以下のとおりとする。提出部数及び記載事項については以下に定めるとおり。各種成果品の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf) に

て指定の記載要領に則ること。仏文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること（ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと）。なお、最終成果品は（5）とする。

（1）業務計画書：和文3部及び電子データ版（メール送付可）

コンサルタントは、国内準備期間において、既存資料等を分析し、契約約款第2条及び共通仕様書第6条に規定する業務計画書を作成する。同条に規定する事項を記載するものとする。なお、提出時期は、2018年3月下旬（予定）とする。

（2）質問票：和文及び仏文（電子データ版のみ、メール送付可）

コンサルタントは、国内準備期間において、IUU漁業対策・海難事故防止に関する現状把握を目的としたセネガル関係機関への質問票を作成し、JICAセネガル事務所経由で関係機関に予め送付し回答準備を促す。なお、提出時期は、2018年3月下旬（予定）とする。

（3）インセプション・レポート：和文3部、仏文4部

コンサルタントは、国内準備期間において以下の内容を含むインセプション・レポートを作成し、現地作業開始時に先方政府への説明及び内容に関する協議を行う。また、この協議結果をふまえたインセプション・レポート（最終版）を作成し、その内容についてJICAセネガル事務所の承認を得ることとする。なお、最終版の提出時期は、2018年4月中旬（予定）とする。

- ア 業務の概要（背景・経緯・目的）
- イ 業務実施の基本方針
- ウ 業務実施の具体的方法
- エ 業務実施体制
- オ 業務フローチャート
- カ 先方機関便宜供与負担事項
- キ その他必要事項

（4）中間調査報告書：和文3部、仏文3部

コンサルタントは、別紙目次案を踏まえ、中間調査報告書を作成する。パイロットプロジェクトに関しては事業計画を記載する。なお、提出時期は2018年6月上旬（予定）とする。

（5）調査報告書（製本、ホッチキス止め不可）：和文5部、仏文5部、CD-R5部

コンサルタントは、最終成果品として調査報告書を作成し、内容について事前にJICAセネガル事務所の合意を得ることとする。なお、調査報告書のタイトルは「IUU漁業対策・海難事故防止にかかる情報収集・確認調査報告書」とし、調査報告書には最低限別紙の項目を含めることとする。提出時期は2018年10月上旬（予定）とする。

なお、本調査に関する現地及び国内での協議概要議事録は隨時JICAセネガル事務所からの依頼に応じて提出すると共に、調査報告書別添資料として提出すること。また業務時に収集した資料、及びデータは分野別に整理しリストを付した上で、調査報告書別添資料としてJICAセネガル事務所に提出する。

(6) 月報

共通仕様書第7条に規定するコンサルタント業務従事月報を提出する。

(7) 電子化の仕様

電子データ版の基本仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guide12_01.pdf) を参照し、詳細はJICAの指示に従うこととする。電子データ版は各作業の段階においてはメール送付での提出を可とするが、上記(1)、(2)、(5)及び(6)を保存したCD-ROMを業務完了時に提出すること。

【第3 業務実施上の条件】

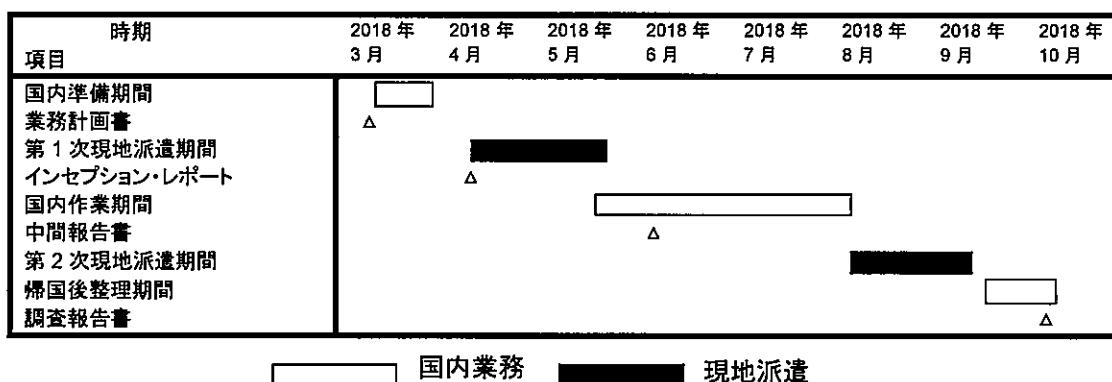
1. 業務工程計画

本業務は、2018年3月に開始し、2018年10月に完了予定とする。現地派遣は以下の2つの期間（予定）に分けて実施する。

- (1) 国内準備期間：2018年3月中旬～2018年4月上旬
- (2) 第1次現地派遣期間：2018年4月上旬～5月下旬
- (3) 国内作業期間：2018年5月下旬～8月中旬
- (4) 第2次現地派遣期間：2018年8月中旬～9月上旬
- (5) 帰国後整理期間：2018年9月中旬～10月上旬

最終成果品の提出日が指示書より遅くならない限りにおいて、受注者の業務計画に基づいた適切な工程をプロポーザルにて提案することを認める。ただし、【第2 業務の目的・内容に関する事項】「2. (1) 業務の目的」を達成するための現実的なスケジュールを提案すること。また、業務完了報告書の提出時期については、契約交渉時にJICAセネガル事務所と協議の上、確定する。

なお、本業務の実施スケジュールの目安は以下のとおり。



2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

本業務量の目途は 11.50M/M（国内 4.50M/M、現地 7.00M/M）とする。目安と異なる提案を行う場合はその理由をプロポーザルに明記すること。

(2) 業務従事者の構成

本業務には、以下に定める業務分野の団員を想定している。

1. 総括/IUU漁業・海難事故対策（2号）
2. 参加型監視（3号）
3. 機材

3. 現地再委託

本業務において、業務を現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。この場合、理由を付してプロポーザルにて提案すること。また、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月版）」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。なお、現地再委託の経費については別見積りとすること。

4. 相手国便宜供与内容

パイロットプロジェクト実施時の DPSP・水産支局関係者の同行、活動協力等を想定。

5. 配布資料等

(1) 配布資料

機構が現在入手している以下の関連資料を配布します。

- 1) IUU 漁業対策国家活動計画
- 2) 漁業・海洋経済省保護監視局 2016 年年次報告書
- 3) USAID/ブリティッシュコロンビア大学発表論文
- 4) 世界銀行「西アフリカ地域漁業事業」(PRAO) 報告書
- 5) IUCN「漁業モニタリングプロジェクト」報告書

(2) 公開資料

関連報告書は、JICA 図書館にて閲覧・複写が可能。URL および対象案件は以下のとおり。

<対象案件>

2005年12月 セネガル共和国 プティト・コート及びサルーム・デルタにおけるマングローブの持続的管理に係る調査（ライフジャケット製作支援）

http://open.jicareport.jica.go.jp/pdf/11781176_01.pdf

2004年8月 セネガル共和国 ロンブル水産センター建設設計基本設計調査報告書（監視レーダー、無線機器支援）

http://open.jicareport.jica.go.jp/890/890/890_526_11769874.html

6. その他特記すべき事項

(1) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、在外公館及び JICA セネガル事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、JICA セネガル事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA セネガル事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(2) 不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

(別紙)

報告書目次案

1. セネガルにおける IUU 漁業及び海難事故にかかる現状
 - ① 漁業・海洋経済省・国際機関（FAO 等）の統計情報
 - ② 学術論文等による推定（USAID/ブリティッシュコロンビア大学発表論文等）
 - ③ 国際潮流（IUU 漁業の防止、抑制、廃絶のための国際行動計画、アフリカ憲章、PSMA 協定等）
2. セネガルにおける IUU 漁業対策にかかる体制
 - ① 法体系（参加型監視にかかる Codification）
 - ② 開発計画・戦略文書
 - ③ 漁業・海洋経済省（保護監視局、沿岸ステーション、水産支局）の人員体制・関連設備・機材および技術水準（人材育成、設備・機材の維持管理等含む）
 - ④ 37 の CLPA の人員体制・能力
 - ⑤ その他の現地リソース
 - ⑥ 活動実績（IUU 漁業監視、参加型監視、漁民への啓発活動等の活動実績）
 - ⑦ 地域協力の状況（CSRSP 戦略文書、CSRSP の機能、CSRSP 体制、活動実績）
 - ⑧ 優先課題、支援ニーズ
 - ⑨ 他ドナーによる同分野への支援状況（世界銀行、USAID、EU による参加型監視、監視艇供与等の支援実績および今後の支援計画）
3. セネガルにおける海難事故防止にかかる体制
 - ① 法体系
 - ② 開発計画・戦略文書
 - ③ 漁業・海洋経済省（保護監視局、沿岸ステーション、水産支局）の人員体制・関連設備・機材および技術水準
 - ④ その他の現地リソース
 - ⑤ 活動実績
 - ⑥ 優先課題、支援ニーズ
 - ⑦ 他ドナーによる同分野への支援状況（IUCN による AIS 整備にかかる調査等）
4. 日本のリソースおよび本邦招聘結果
 - ① 日本における IUU 漁業対策及び海難事故防止にかかる体制（分掌、実施体制、関連設備等）
 - ② 日本の ODA・非 ODA による過去の同分野における支援実績
 - ③ 同分野の支援への貢献が期待される日本のリソースとその機能
 - ④ 本邦招聘日程および結果報告
5. IUU 漁業対策・海難事故防止にかかるパイロットプロジェクト報告
 - ① 事業概要および成果
 - ② 参加者リスト
 - ③ 事業写真

6. セネガルにおける IUU 漁業対策、海難事故防止に向けての今後の支援可能性の検討
 - ① 今後の支援の方向性
 - ② 広域協力の観点も含む IUU 漁業対策、海難事故防止に関する支援案および妥当性

別添資料

調査団員リスト

調査団日程

主要面談者

面談録

収集資料リスト

以上

